

---

プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **基本財務諸表：財務業績計算書における投資区分の表示**

---

## 本資料の目的

1. 基本財務諸表に関するリサーチ・プロジェクトにおいて、投資区分及び比較可能性のある小計を導入するというスタッフ提案に関連して、2017 年 11 月 14 日に開催された国際会計基準審議会（IASB）のボード会議で財務業績計算書における投資区分の表示が議論された。本論点は、2017 年 12 月に開催予定の ASAF 会議においても議論することが予定されている。
2. 本資料は、本論点に関する IASB スタッフの分析及び提案、並びに ASAF メンバーに対する質問事項及び ASBJ 事務局の分析をご説明したうえで、ASBJ 事務局の発言案を検討することを目的としている。

## 議論の背景

### (2017 年 9 月の IASB ボード会議におけるスタッフ提案)

#### 財務業績計算書における投資区分の導入

3. IASB スタッフは、財務業績計算書に投資区分を導入する旨の提案を行った。
4. また、IASB スタッフは、投資区分を表示するために、財務業績計算書に次の 2 つの小計を導入する旨も提案した。
  - ① 投資・財務・法人所得税前利益 (profit before investing, financing and income tax)
  - ② 財務・法人所得税前利益 (profit before financing and income tax)

#### 投資収益/費用の原則的な定義

5. IASB スタッフは、投資収益/費用を、原則主義的に次の両方の性質を満たす収益/費用として定義する旨を提案した。
  - ① 企業に対してリターンを生み出す資産及び負債から生じる収益/費用である。
  - ② 企業の他の資源と組み合わせても重大なシナジーをもたらさない。
6. また、IASB スタッフは、投資区分に分類される可能性のある項目の例として、次のものが含まれることを示した。

- ① 持分投資によって受領した配当金
- ② 債券投資によって稼得した利息
- ③ 賃貸料、ロイヤリティー、手数料及びコミッションなどの非金融投資の分配
- ④ 関連会社又は共同支配企業に対する投資

**(2017年9月のIASBボード会議の結果)**

7. 2017年9月のIASBボード会議では、ボードメンバーから投資収益/費用の定義やどのような項目が含まれるかについて懸念や異なる見解などが聞かれたため、投資区分の具体的な内容について暫定決定を行わなかったが、投資区分の導入を引き続き検討することについて暫定的に同意した。

**2017年11月のIASBボード会議におけるIASBスタッフの分析及び提案**

8. IASBスタッフは、2017年9月のIASBボード会議において聞かれた意見を踏まえ、2017年11月のIASBボード会議において、本資料の第10項以降に記載する分析及び提案を行っている。
9. なお、IASBスタッフは、これまでのIASBボード会議での検討と同様に、分析及び提案の対象となる企業の範囲について、シンプルな非金融の企業に焦点を当てている。一方、金融機関や投資サービスを提供するその他の企業には対処していないため、提案されたアプローチをより複雑な状況に適用する方法については、将来のIASBボード会議において検討することとしている。

**(投資区分の目的、及び投資区分が利用者にとって有用である理由)**

10. 2017年9月のIASBボード会議において、IASBスタッフは、次の投資区分を導入する目的を示した。
  - (1) 投資から生じる収益（及び関連する費用）に関して、利用者にとってより透明性があり、かつ比較可能な情報を提供すること
  - (2) 利用者にとってより有用な情報を提供すること
11. 前項(2)について、多くの利用者は、企業の日々の事業活動であるコア項目と、非コア項目（又は非営業項目）を別個に評価し、企業価値全体を評価する際にこれらを統合して評価している。IASBスタッフは、いくつかの投資レポートを確認した結果、次の「投資」項目は、非コア項目として評価されていることを識別した。

(1) 持分法を用いて会計処理された関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分(持分法投資損益):持分法投資損益は、トップラインの収益には含まれないため、利用者は、コア業績/営業マージンを算出する際に、持分法投資損益を除外している。また、持分法投資損益は、企業の全部連結の業績とは次の理由から異なる「質」を有し、通常、別個に評価されていると考えられている。

① 企業は、関連会社及び共同支配企業に対して完全な支配を行使することができない。

② 利用者は、通常、EBIT やフリー・キャッシュ・フローのような主要な指標の分析及び算出に際して、財務収益/費用及び税金費用を除外するが、持分法投資損益は、これらを含む異なる損益の混成である。

(2) 現金及び現金同等物並びにその他の流動性の高い投資から生じるリターン

(3) 資本性金融商品から生じる受取配当金

12. 一方で、前項(1)について、IASB スタッフは、関連会社及び共同支配企業への投資が企業の事業活動に不可分(integral)であると考えられる場合、当該投資に係る持分法投資損益をコア項目の評価に組み込んでいる利用者も少数いるという証拠も得ているとしている。

### **(投資収益/費用の定義)**

#### 2017年9月のIASB ボード会議において聞かれた意見

13. 一部のボードメンバーは、提案された投資収益/費用の定義における「シナジー」の意味が明確ではないとして、IASB スタッフに対して「重大なシナジーをもたらさない」の意味を明確にすることを指示した。

#### IASB スタッフの提案

14. 投資収益/費用を、原則主義的に次のように定義する。

- 個別に、かつ企業が保有しているその他の資源からおおむね独立して、企業に対してリターンを生み出す資産から生じる収益/費用

#### **【主な理由】**

① 2017年9月のスタッフ提案で「重大なシナジーをもたらさない」としていたのは、投資活動は営業活動と異なり、異なる資源の組み合わせによって価値を創出するのではなく、単独の資産それぞれが企業に対してリターンを生み出すものであることを示そうとしたためである。IASB スタッフは、この点を表現する

ために、IAS 第 40 号「投資不動産」(以下「IAS 第 40 号」という。)における資源の組み合わせに関する記述を参考とした<sup>1</sup>。

**(投資区分に含まれる項目の記述)**

**2017 年 9 月の IASB ボード会議において聞かれた意見**

15. 一部のボードメンバーは、投資区分の内容が明確ではないとして、投資区分に含めるべき収益/費用の内容を具体的に特定すべきであるという見解を示した。

**IASB スタッフの提案**

16. 典型的に投資区分に含まれる又は含まれない項目の一部を、次のようなリストとして提供する。ただし、投資区分に含まれる収益/費用の内容をすべて特定することはしない。このようなリストは、前述した原則主義的な定義が首尾一貫して適用されるうえで役立つことになる。

(1) 投資区分には、典型的には次の項目が含まれる。

- ① 財務収益<sup>2</sup>ではない、金融資産から生じる利息収益及びその他の収益 (例えば、債券投資から生じる利息収益)
- ② 次に記載するようなその他の投資から生じる収益/費用
  - ア 持分法を用いて会計処理された関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分 (詳細は、本資料の第 17 項から第 25 項を参照)
  - イ 事業の重要な部分として扱っていない投資不動産に係る公正価値変動及び賃貸収益
  - ウ 非連結の持分投資に係る配当及び公正価値変動
- ③ 芸術作品への投資のような投機的な投資
- ④ 投資の売却に伴う処分損益

<sup>1</sup> IAS 第 40 号第 7 項

投資不動産は、企業が保有している他の資産とはおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す。これは、投資不動産と自己使用不動産とを区別する特質である。財又はサービスの生産又は供給 (あるいは経営管理目的のための不動産の使用) は、単に不動産だけでなく、製造又は販売過程において用いられる他の資産に帰属するキャッシュ・フローをも生み出す。

<sup>2</sup> 2017 年 11 月の IASB ボード会議の AP21B では、財務収益は、実効金利法で計算された現金及び現金同等物から生じる利息収益や、現金及び現金同等物から生じるその他の収益などから構成されることが提案されている (詳細は、審議事項(2)-2-2 第 9 項参照)。

(2) 投資区分には、典型的には次の項目は含まれない。

- ① 一般的に財の生産及びサービスの提供に関わる（金融及び非金融の）資産から生じる収益/費用（例えば、長期の売掛金から生じる収益又は有形固定資産から生じる収益/費用）
- ② 余剰資金から生じる収益/費用

**【主な理由】**

- ① 完全な、かつ異なる事業モデルや業種の企業に一貫して適用されるリストを提供することは困難であり、財務収益/費用を原則主義的に定義することとも整合しないため、引き続き原則主義的なアプローチを使用すべきである。
- ② シンプルな非金融の企業に対して典型的に投資区分に含まれる又は含まれない項目のリストを提供することは可能であると考えられる。
- ③ 本項(2)①について、これらの資産は、企業の他の資源と組み合わせて収益及び費用が創出されると考えられるため、本資料の第 14 項において提案された投資収益/費用の定義を満たさない。
- ④ 本項(2)②について、2017 年 11 月の IASB ボード会議の AP21B では、現金及び現金同等物を余剰資金に代わる用語として定義し、現金及び現金同等物から生じる収益/費用（利息収益及びその他の収益）を財務収益/費用に含めることが提案されている。

**(関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を投資区分に含めるべきか)**

2017 年 9 月の IASB ボード会議において聞かれた意見

- 17. ボードメンバーから、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所について異なる見解が聞かれた。

IASB スタッフの分析

- 18. IASB スタッフは、企業の事業活動にとって「不可分ではない (non-integral)」関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益は、本資料の第 14 項に記載した投資収益/費用の定義を満たすため、投資区分に含めるべきであるという見解を示した。
- 19. そのうえで、IASB スタッフは、関連会社及び共同支配企業への投資が、企業の事業活動にとって「不可分 (integral)」である場合について、次の 2 つのアプローチを識別した。

- (1) アプローチ A：すべての関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を 1 つの場所（すなわち、投資区分）に表示することを企業に要求する。
- (2) アプローチ B：企業の事業活動にとって「不可分（integral）」な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を投資区分の外に表示することを企業に要求するとともに、「不可分ではない（non-integral）」関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を投資区分の中に表示することを企業に要求する。

20. アプローチ A 及びアプローチ B に基づく財務業績計算書の例示は、次のとおりである<sup>3</sup>。

| Approach A  |      | Approach B  |      |
|---|------|---|------|
| Statement of Financial Performance  |      | Statement of Financial Performance  |      |
|   | 2017 |   | 2017 |
| Revenue   | X    | Revenue   |      |
| Cost of products sold   | X    | Cost of products sold   | X    |
| SG&A expense  | X    | SG&A expense  | X    |
| Service cost  | X    | Service cost  | X    |
| Profit before investments, financing and income tax   | X    | Share of profit of integral associates and JVs  | X    |
| Income from investments   |      | Profit before investments, financing and income tax   | X    |
| Fair value changes in the value of investment property  | X    | Income from investments   |      |
| Dividends received on equity investments  | X    | Fair value changes in the value of investment property  | X    |
| Interest income on long-term debt investments   | X    | Dividends received on equity investments  | X    |
| Gain on the disposal of real estate investment  | X    | Interest income on long-term debt investments   | X    |
| Rental income   | X    | Gain on the disposal of real estate investment  | X    |
| Share of profit of associates and joint ventures (JVs)  | X    | Rental income   | X    |
| Profit before financing and income tax  | X    | Share of profit of associates and JVs (excl. integral associates and JVs)                     | X    |
| Interest income from cash and cash equivalents calculated using the effective interest method | X    | Profit before financing and income tax  | X    |
| Other income from cash and cash equivalents and financing activities                          | X    | Interest income from cash and cash equivalents calculated using the effective interest method | X    |
| Expenses from financing activities  | X    | Other income from cash and cash equivalents and financing activities                          | X    |
| Other finance income  | X    | Expenses from financing activities  | X    |
| Other finance expense   | X    | Other finance income  | X    |
| Profit before tax   | X    | Other finance expense   | X    |
| Income tax expense  | X    | Profit before tax   | X    |
| Profit for the year from continuing operations  | X    | Income tax expense  | X    |
| Loss from discontinued operations   | X    | Profit for the year from continuing operations  | X    |
| Profit for the year   | X    | Loss from discontinued operations   | X    |
|   |      | Profit for the year   | X    |

<sup>3</sup> 本資料の第 27 項に記載のとおり、「投資区分（investing category）」を「投資から生じる収益（income from investments）」に変更することが提案されているため、IASB が当該提案を支持することを前提として、変更後の用語を例示として表示している。また、財務収益/費用の例示は、2017 年 11 月のボード会議における AP21B におけるスタッフ提案を IASB が支持することを前提としている（詳細は、審議事項(2)-2-2 を参照）。

21. IASB はアプローチ A に基づく表示には、以下の利点があるとしている。
- (1) 本資料の第 11 項に記載のとおり、アプローチ A は、ほとんどの利用者が、関連会社及び共同支配企業の業績を分析する方法と整合する。(通常、関連会社及び共同支配企業の持分法投資損益は、企業の営業業績とは別個に分析されている。)
  - (2) アプローチ A は、利用者が、関連会社や共同支配企業に対する投資の記載場所を特定し、評価することを容易にする。
  - (3) 関連会社や共同支配企業に係る持分法投資損益の表示に、より強固な一貫性を提供し、当該項目の表示における現行実務の多様性を排除することになる。
22. IASB はアプローチ B に基づく表示には、以下の利点があるとしている。
- (1) アプローチ B は、企業が行う事業活動の方法をより良く反映する可能性がある。
  - (2) 一部の企業は、すでに当該持分法投資損益を営業業績として表示している。アプローチ B を採用する場合、これらの企業における実務の変更とならない。
23. 一方、アプローチ B には、企業の事業活動にとって不可分な関連会社及び共同支配企業を識別する際に使用する要素のリストを、IASB が提供する必要がある可能性があるという欠点があるとしている。IASB スタッフは、当該リストが完全なものであること及びすべての企業に一貫性がある方法で評価されることを保証することが困難となる可能性があると考えている。

#### IASB スタッフの提案

24. IASB スタッフは、アプローチ A の利点は、比較可能性の向上と表示の一貫性という観点から、アプローチ B の利点を上回ると考えている。
25. したがって、IASB スタッフは、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益は、投資が企業の事業活動にとって不可分であるかどうかに関わらず、すべて投資区分に表示されるべきである旨を提案している。

#### **(投資区分という用語を変更すべきか)**

#### 2017 年 9 月の IASB ボード会議において聞かれた意見

26. 一部のボードメンバーから、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」(以下「IAS 第 7 号」という。)において、すでに定義が確立されている「投資活動<sup>4</sup>」と、財務

---

<sup>4</sup> IAS 第 7 号第 6 項  
投資活動とは、長期性資産及び現金同等物に含まれない他の投資の取得及び処分をいう。

業績計算書の新しい区分として提案されている「投資」が、異なる目的を有している場合には、後者は、正しい用語ではない可能性があるという懸念が聞かれた。

### IASB スタッフの提案

27. 財務業績計算書における「投資区分 (investing category)」を「投資から生じる収益 (income from investments)<sup>5</sup>」という用語に変更する。

#### 【主な理由】

- ① キャッシュ・フロー計算書における投資活動の目的は、将来のリターンを創出する長期性資産（例えば、企業の事業を支援する長期性資産や負債性金融商品又は資本性金融商品に対する投資）に対する投資を識別することである。一方、財務業績計算書における投資区分の目的は、短期から長期にわたる幅広い投資から生じるリターンの識別を識別することにある。このように、両者の目的及び含まれる項目が異なることから、混乱を避けるため、異なる用語を使用すべきである。

#### （「投資・財務・法人所得税前利益」を「営業利益」として表示すべきか）

28. IASB スタッフは、本資料及び審議事項(2)-2-2の提案に基づき、「投資から生じる収益」及び「財務収益/費用」を定義した場合、「投資・財務・法人所得税前利益」が多くの企業にとって営業利益と同等と見られる可能性があることから、「投資・財務・法人所得税前利益」を「営業利益」として表示することを検討する可能性があると考えている。IASB スタッフは、当該検討において次の異なる2つの見解を識別している。

- ① 多くの利害関係者が、IASB が営業利益を定義すべきであると提案しており、「投資・財務・法人所得税前利益」を「営業利益」として表示する場合、これらの提案への対処となる可能性がある。
- ② 一方で、当該方法によって営業利益を定義することは、営業利益を反復的 (recurring) 又は企業のコアな業績の指標と考える利害関係者からは支持されない可能性がある。

29. 以上を踏まえ、IASB スタッフは、「投資から生じる収益」を控除する前の小計を「営業利益」として表示する意向があるかを確認したいとしている。

<sup>5</sup> 【ASBJ 事務局注】スタッフ・ペーパーでは、「投資から生じる収益」のみが記載されているが、2017年11月のIASB ボード会議では、「投資から生じる収益/費用」という趣旨の提案であることが確認された。



## ASAF メンバーへの質問事項

30. ASAF メンバーに対する質問事項は、次のとおりである。

- (1) 「投資」区分を「投資から生じる収益/費用」という名称に変更したうえで、当該区分を財務業績計算書に導入するというスタッフ提案に同意するか。
- (2) 「投資から生じる収益/費用」の定義に関して、スタッフが提案するアプローチを支持するか。
- (3) すべての関連会社及び共同支配企業への投資に係る持分法投資損益を、1つの場所、すなわち「投資から生じる収益/費用」に表示することを要求するという、スタッフが提案するアプローチを支持するか。
- (4) 「投資から生じる収益/費用」を控除する前の小計、すなわち「投資・財務・法人所得税前利益」に「営業利益」という名称を付けることを支持するか。

## ASBJ 事務局の分析

### (関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益)

31. IASB スタッフは、多くの利用者がコア項目と非コア項目を別々に評価しているという調査結果を基にして、利用者が非コア項目として扱っている特定の項目を「投資から生じる収益/費用」に含めることを提案している。IASB スタッフは、「投資・財務・法人所得税前利益」を、上述のコア項目から生じた利益を表す小計とすることを意図していると思受けられるが、持分法投資損益については、多くの投資家が非コア項目とみなして分析を行っているとして、そのすべてを「投資から生じる収益/費用」に含めることを提案している。
32. しかしながら、IASB スタッフによる分析では、なぜ多くの利用者が持分法投資損益のすべてを付随的なもの (peripheral) として非コア項目に含めて分析しているのか、なぜ一部の利用者は持分法投資損益をコア項目と非コア項目に分けて分析しているのかという点に関する説得力のある説明はなされていない。この点について、IASB スタッフの考える理由が本資料の第 11 項(1)に記載されているため、次項以降で分析を行う。

### 投資先で生じた様々な損益の混成としての持分法投資損益

33. 持分法投資損益がトップラインの収益(いわゆる売上高)に含まれていないこと(本資料の第 11 項(1)本文参照)や、持分法投資損益が様々な損益の混成となっていること(本資料の第 11 項(1)②参照)については、コア項目に対する分析(例えば、

営業利益率分析など)を行ううえでコア項目に含められた持分法投資損益を除外する必要があるため理解できる。しかしながら、これについては、持分法投資損益を別個の行項目として表示することを要求することにより、利用者は自ら必要な調整を行うことができると考えられるため、企業の事業活動と不可分な投資に係る持分法投資損益をコア項目に含めることに対する反論とはならないと考えられる。

34. また、この問題は、投資先企業に対する投資の成果としての投資先企業の純損益とその他の包括利益に対する持分相当額を一行で財務業績計算書に表示するという、持分法という会計処理の技術的性質に起因するものであり、関連会社及び共同支配企業に対する投資の目的や実態に応じて持分法投資損益をコア項目と非コア項目に分けるべきかどうかという論点とは分けて検討すべきである。
35. 仮に「投資・財務・法人所得税前利益」が当期の企業の営業活動から生じる利益を伝達することを目的とするのであれば、当該小計よりも上でトップラインの収益(いわゆる売上高)と、当該収益を稼得するために当期に発生した費用との対応関係のみを表示する必要性はなく(すなわち、持分法投資損益はトップラインの収益との対応関係がないためコア項目に含めるべきではないと主張するのではなく)、むしろ「投資・財務・法人所得税前利益」の金額それ自体が、当期の企業の営業活動の結果を示す指標であるべきではないかと考えられる。

#### 「支配していない」投資先から生じる損益としての持分法投資損益

36. 本資料の第11項(1)①については、関連会社及び共同支配企業の場合は、投資先企業に対する完全な支配がないため、持分法投資損益は完全に連結した損益とは質が異なるとして、関連会社及び共同支配企業に対する持分法投資損益をコア項目に含めるべきでないと主張しているものと考えられる。
37. この点について、ASBJ事務局は、投資先企業を「支配している」場合は、当該投資先企業は連結により企業そのものになる一方、「重要な影響力がある」場合では、当該投資先企業は連結されず企業そのものにはならないものの、企業の事業活動と不可分となる場合があるものと理解している。このため、「支配」の有無でコア項目と非コア項目を区別すべきではないと考えている。

#### 日本基準における持分法投資損益

38. 日本基準においては、持分法投資損益は投資に係る損益であるため、一括して営業外損益の区分に表示し、経常損益に反映させることとしている(企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」第27項)。なお、2007年11月に公表された企業会計基準公開草案第22号「持分法に関する会計基準(案)」に対して寄せられたコメントへの対応において、「損益計算書の表示については、将来的に「東京合意」に基

づいたコンバージェンス・プロジェクトの中で見直しの必要性が検討されることになると考えられる。」としている。

## ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案

### (新たな業績指標を導入する目的)

39. IASB は、財務業績計算書が目的適合性を備えたものとするために、プロジェクトの進め方として、新たな業績指標を導入する目的、すなわち「当該小計がどのような情報を伝達すべきなのか」をまず明確にしたうえで、当該目的を踏まえた個々の行項目の表示場所や区分の内容の検討を行うべきである。
40. IASB は、「投資・財務・法人所得税前利益」をいわゆるコア項目を表す小計として導入する意図があると見受けられるが、その場合には「コア」及び「非コア」とは何か、「コア」と「非コア」はそれぞれどのように分析されるのか、「コア」と「非コア」を区分することがなぜ目的適合性があるのかを先に明らかにしなければ、個々の行項目の記載場所や「投資から生じる収益/費用」などの区分の中身を検討しても納得感のある結論には至らないのではないかと。

### (「投資から生じる収益/費用」区分の導入)

41. 我々は、例えば、預金期間が 3 か月の定期預金と 3 か月を超える定期預金から生じる利息収益に性質の違いがないように、「投資から生じる収益/費用」と「財務収益/費用」が、まったく異なる性質の収益/費用であるとは考えていない<sup>6</sup>。上述のように、我々は、分析手法の違いから「コア」と「非コア」を区分することは重要であると考えているが、「非コア」の中をさらに「投資」と「財務」に区分する意義はないように考えている。

### (「投資から生じる収益/費用」の定義アプローチ)

42. 上記のとおり、我々は、必ずしも「投資から生じる収益/費用」と「財務収益/費用」を区分する意義はないと考えており、むしろ「コア」と「非コア」を区分することが重要であると考えている。したがって、「投資から生じる収益/費用」を定義するよりも、当期の企業の営業活動から生じる利益である「営業利益」を定義すべきである。

---

<sup>6</sup> 審議事項(2)-2-2 第 26 項参照。

**(関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示場所)**

43. 関連会社及び共同支配企業への投資は、投資元企業の事業と密接な関連のあるものや、投資先企業の経営への関与は比較的少ないものなど、様々な目的や実態を有しているものと考えられる。したがって、投資先が複数存在する場合、持分法投資損益には、目的や実態が異なる投資から生じる損益が混在しているものと理解している。
44. 我々は、このように様々な性質を有する持分法投資損益を財務業績計算書に表示するにあたり、投資の目的や実態を踏まえ、企業の事業活動と不可分な投資と不可分でない投資に区別し、前者に関連する損益は当期の企業の営業活動の結果に含まれることから「投資・財務・法人所得税前利益」に含めて表示し、後者に関連する損益は当期の企業の営業活動の結果とは区別するために「投資・財務・法人所得税前利益」よりも下に表示すべきと考えている。
45. このためには、企業の事業活動と不可分な投資と不可分でない投資を峻別するために持分法会計のあり方を概念的に整理する必要があると考えている。このため、持分法投資損益（重要性がある場合）については当面の間、独立して表示することを要求する一方で、財務業績計算書上の表示場所は任意とし、将来、持分法会計の根本的な見直しを行う際に表示場所もあわせて検討することとしてはどうか。

**(営業利益)**

46. 上述のとおり、我々は、「コア」と「非コア」の区別が重要と考えているため、本資料の第39項及び第40項に記載したように、IASBが「投資・財務・法人所得税前利益」が当期の企業の営業活動から生じる利益を伝達することを目的としているという点を明らかにするのであれば、当該小計に「営業利益」という名称を付けることに賛成である。

**ディスカッション・ポイント**

財務業績計算書の構成における「投資から生じる収益/費用」の表示に関するIASBスタッフの提案、並びにASBJ事務局の分析及びASAF会議におけるASBJ事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上